

(介護予防) 訪問看護 訪問看護ステーションめいわ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人ライフサポートが開設する訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)であり、主治医の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的するものとする。

3 事業に実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。事業所の従事員は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 訪問看護ステーションめいわ
- (2) 所在地 : 大分市明野北4丁目1番1号 旧山本ビル3F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションの従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(看護職員と兼務)

管理者は、ステーションの従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上(内、常勤1名以上)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1人以上

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 身体状況や病状の観察、健康管理
- (2) 栄養、清潔、排泄などの日常生活のお世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 機能訓練等のリハビリテーション
- (5) ターミナルケア・在宅での看取り
- (6) 認知症の方への看護
- (7) 療養生活や介護上のお世話に関する相談
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他、医師の指示による医療処置や医療機器の管理
- (10) 主治医への報告やその他、必要な関係機関との連絡調整、記録

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 常時24時間、利用者及びその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画に基づく事業を利用する場合は、介護報酬告知上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 死後の処置料は、15,000円とする。
- 3 ガーゼ、医療用テープなどの衛生材料は実費とする。
- 4 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大分市とする。

(相談・苦情処理)

第9条 ステーションは、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(緊急時における対応)

第10条 事業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者の容態の変化が生じた場合、または事故が発生した場合、その他必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医や協力医療機関、家族、利用者に関わる必要箇所に連絡を取るなど必要な対応を講ずるものとする。

(賠償責任に関する事項)

第11条 事業者は、サービス提供にあたって、故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を配慮しても相当と認められる場合には、賠償責任額を減ずることができるものとする。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないこととする。とりわけ以下の場合には、事業者は損害賠償を免れることとする。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取、確認に対し故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第13条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(個人情報の保護に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第16条 サービスの利用にあたっては、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付した説明を行い、利用の同意を得る。

- 2 サービス利用にあたって、体調不良等によって事業に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがあることとする。

(事業の運営)

第17条 医療法人ライフサポートが開設する訪問看護ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第18条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合は除く。

(訪問看護の提供方法)

第19条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後 3ヶ月以内 |
| (2) 認知症及び認知症ケアに関する研修 | 年1回 |
| (3) プライバシー保護の取り組みに関する研修 | 年1回 |
| (4) 倫理及び法令遵守に関する研修 | 年1回 |
| (5) 事故発生又は再発防止に関する研修 | 年1回 |
| (6) 緊急時の対応に関する研修 | 年1回 |
| (7) 感染症の予防及び蔓延防止に関する研修 | 年1回 |
| (8) 身体拘束の排除の為の取り組みに関する研修 | 年1回 |
| (9) 非常災害時の対応に関する研修 | 年1回 |
| (10) 権利擁護・虐待防止に関する研修 | 年1回 |
| (11) ハラスメント対策に関する研修 | 年1回 |

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人ライフサポートとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和7年3月1日から施行する。